

■ Topics | トピックス

「特別試験研究費税額控除制度の活用促進に関する説明会」を開催

2015年11月6日、製薬協 産業政策委員会 税制部会の主催により会員会社の税務および研究開発の実務担当者を対象とした「特別試験研究費税額控除制度の活用促進に関する説明会」を製薬協会議室にて開催しました。今回の説明会は、平成27年度(2015年度)税制改正で対象範囲の拡大、要件緩和等の措置が行われた「特別試験研究費税額控除制度」の活用促進を目的としたもので、43社、72名が参加しました。



会場風景

厚生労働省 医政局 経済課 課長補佐
の須賀 幹郎 氏

はじめに

説明会では、製薬協 産業政策委員会 税制部会の村山正美部会長からの開会挨拶の後、厚生労働省 医政局 経済課 課長補佐の須賀幹郎氏より平成27年度税制改正の内容・背景の説明が行われました。その後、税制部会の委員から、特別試験研究費税額控除制度(以下、本制度)の活用ポイント、事前質問への回答、各社の取り組み状況などが紹介されました。

平成27年度(2015年度)税制改正の内容・背景

須賀氏より、平成27年度(2015年度)税制改正および本制度のガイドライン改正の内容や自民党 税制調査会における改正議論、また、法人税引き下げの財源確保との関係で研究開発税制は厳しい状況にあったことなどが説明されました。

また、今回の説明会のように製薬業界で本制度の理解を促進し、各社の活用事例や活用の障害となっている点を共有し、税制部会でも課題などを収集整理して今後の税制改正要望などにつなげていくことは有意義であるとの発言がありました。

平成27年度(2015年度)税制改正および本制度のガイドライン改正の要点は、以下の通りです。

(1) 税額控除上限額が総額型から別枠化され法人税額の5%

改正前：総額型と本制度を合わせて法人税額の30%

改正後：総額型が法人税額の25%、本制度が法人税額の5%

(2) 対象範囲の拡充

委託先に「公益法人等(社会医療法人等を含む)、地方公共団体の機関・地方独立行政法人(公立病院を含む)等」を追加
「中小企業者に支払う知的財産権の使用料」を追加

(3) 出来高払い方式の取り扱い

本制度では原則として対象となる試験研究費を費目別に集計する必要がありますが、たとえば、臨床試験の場合に対象費目ごとの集計に代えて委託試験研究内容の項目ごとの単価表の利用がガイドラインで規定されました。

特別試験研究費税額控除制度の内容および課題(ガイドラインのポイント)

2015年6月に経済産業省から公表された本制度のガイドラインを踏まえ、以下の活用ポイントが示されました。

(1) 税額控除対象費目について

- ・費目ごとの集計要件を満たすためには、相手先において請求額を費目ごとに区分する必要がある。
- ・相手方から請求される費用の中に税額控除対象外費目が含まれている場合には、申告法人がこれを除外する必要がある。
- ・税額控除対象費目は試験研究の種類、相手方に応じて異なっている。

(2) 契約記載要件について

- ・今後、新たに共同試験研究契約または委託試験研究契約を締結する場合には、使用する設備の明細、直接従事する研究者の氏名、費用の分担およびその明細等(以下、「契約書記載事項」)を契約書に盛り込む必要がある。
- ・治験契約のように、出来高払い方式(項目ごとの単価に項目の回数を乗じて対価を算出する方式)の場合には、費用の明細に代えて単価表を掲載し、併せて当該単価が税額控除対象費目により構成されていることを明示することになる。
- ・既存の共同試験研究契約または委託試験研究契約に契約書記載事項が記載されていない場合であっても、後日、契約書記載事項を記載した変更契約書を締結したときは、その日以降に生じた費用が税額控除の対象となる。

(3) 支出額を客観的に判断できる書類について

- ・相手方において、支出額を客観的に判断できる書類(研究者の研究記録、設備の稼働記録、領収書等)が作成・保管されているか確認する必要がある。
- ・仮に、上記書類が作成・保管されていない場合には、相手方において新たに作成・保管する必要がある。

(4) 相手方による確認について

- ・相手方の書面による確認が必要であることについて、事前に相手方と確認方法や確認時期などについて調整を行う必要がある。
- ・確認報告書の参考様式は経済産業省ウェブサイトに掲載されている。

(5) 監査法人等による監査について

- ・監査を行う者(監査法人、税理士等)を選定・依頼し、その者に監査の趣旨や方法などについて説明しておく必要がある(原則として法人の役員・従業員が監査を行うことはできない)。
- ・監査が滞りなく行われるように、支出額を客観的に判断できる書類を揃えておく必要がある。
- ・監査報告書の参考様式は経済産業省ウェブサイトに掲載されている。

事前質問への回答・各社の取り組み状況

説明会の開催にあたり、「本制度のガイドラインの内容」、「制度活用の実務上で不明・相談したい点」、「活用促進のために制度改訂を要する点」などについて、会員会社から事前質問を受けましたが、これらについて税制部会 委員から部会としての見解が示されました。

引き続き、税制部会の2社から本制度を適用する予定の契約事例について、具体的な内容、およびどのような点で苦労しているか、課題になっているかなど、実際の取り組みを踏まえた紹介・説明が行われました。

最後に

本制度は、平成27年度(2015年度)税制改正で控除上限額の別枠化などの拡充が行われたところであり、積極的な活用が期待され、また、会員各社でも対応を検討している関心の高いテーマです。

今回の説明会では、本制度の内容を再確認するとともに本制度の活用ポイントや各社の取り組み状況も紹介されました。今後の活用促進の一助となれば幸いです。

今後とも税制部会では本制度の実態把握や課題整理を行いながら、業界としての活用促進に向けた取り組みを進めることにしています。

(産業政策委員会 税制部会 川村 竜也)